

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修）八幡地区）を行うことについて平成22年2月12日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部土地改良課において平成22年3月4日から同月24日まで縦覧に供する。

平成22年2月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀